## 用語解説

## 〇用語解説

	用 語	討	明
あ	アクセス	接近、近づきやすさなどの意味で、ある と言う。情報などの利用のし易さを言う。	目的地への到達のし易さを示すのに、アクセスが良いな。 こともある。
	NPO		域おこしなど、さまざまな分野における営利を目的としなり こと。NPO=Non-Profit Organizationの略。
	エリアマネジメント	る主体的な取り組み。 快適で魅力に富む環境の創出や美しい	直を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等に。 ・街並みの形成、資産価値の保全・増進等に加えて、人え 心な地域づくり、良好なコミュニティの形成、地域の伝統・ は含まれる。
	オープンスペース		りによって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地な り交通用地を除いたものの総称。また、都市の中の空地や
か	開発圧力	急激な人口増加、あるいは無秩序に開 圧力のこと。	発行為が行われることにより、市街地が拡大(市街化)す
	開発許可	都道府県知事の許可を受けなければた制・誘導することによって、スプロール化としている。 開発行為は、道路・公園等が一定の技	ら許可制度のこと。開発行為をしようとする者は、あらかじならない(都市計画法第29条)。開発許可は開発行為を規之を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的 術的基準(都市計画法第33条)に適合していれば許可さ、、一定の技術的基準に加え、日用品店舗、農産物加工
	供給処理施設	都市活動に不可欠な供給施設及び処	特定のもののみが許可される(同第34条)。 理施設。 下水道、汚物処理場、ごみ焼却場などのこと。
	区域区分	るため、必要があるときに市街化区域と 項)	こついて無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図 市街化調整区域との区分を定めること。(同法第7条第1: を定めていない都市計画区域は「非線引き」と呼ばれる。
	建築協定	市町村の区域の一部について、建築基 構造・用途・形態・意匠などについて定	を準法に基づき関係権利者が合意のもとに建築物の敷地 める協定のこと。
	建築形態規制	建築物の容積率、建ぺい率、道路斜線	、隣地斜線、日影による高さの各制限のこと。
	広域緑地計画	されるべき緑とオープンスペースの確保	の都市計画区域全体を対象として、広域的観点から配置 は目標水準、配置計画等を明らかにした計画のことで、市 骨な策定を推進するため、広域的観点からの緑地の配置
	高次都市機能		レジャーなど住民生活や企業の経済活動に対して、各種 高いレベルの機能で、都市圏を越え、広域的に影響力の
	交通基盤	都市基盤施設のうちの、道路、鉄道など	どの交通に関する施設のこと。
	交通結節点	駅やバスターミナルなど、異なる交通手	<ul><li>と段を相互に乗り換え、乗り継ぎするための施設。</li></ul>
	高齢化率	総人口に占める65歳以上の者の割合の	こと。
	コミュニティ	人々が共同体意識を持って生活を営む	3一定の地域やその人々の集団。地域社会。
	コミュニティビジネス		<b>央するために、自分たちのアイディアと地域にある資源を</b>
	コミュニティ交通	高齢の人・障害のある人や交通が不便 政等からの財政的な支援を受けて運行	な地域での移動手段を確保することを主な目的として、彳 「するバスやタクシー等のこと。

さ	シェア	そのものの占める割合、占有率。
		これまでの「県土1時間構想」をさらに発展させた山口県の新しい道づくりの指針。県内の地域間の移動時間をさらに短縮・充実するとともに、新たに快適な歩行空間の創造を課題とした道路整備の長期構想。
	市街化区域/市街化調整区域	市街化区域とは、都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域(既成市街地)及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(新市街地)を言う(同法第7条第2項)。市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされ(同法第13条)、また、開発行為は一定の基準に該当していれば許可しなければならない(同法第33条)。市街化調整区域とは、都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域(同法第7条第3項)。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は制限される(同法第34条)。
	自然公園	自然公園とは、すぐれた自然の風景地として自然公園法に基づいて指定される地域であり、環境大臣が指定する国立公園・国定公園、都道府県知事が指定する都道府県立自然公園がある。自然公園においては、自然環境の保護と快適で適正な利用が推進されている。
	集約型の都市	空間の高度利用と公共交通ネットワーク整備により、環境負荷とエネルギー消費が小さく、かつ都市機能の維持コストが小さいコンパクトな都市構造からなる、自然・生活環境重視の都市のこと。
	住区基幹公園/都市基幹公園	住区基幹公園とは、都市公園のうち住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置づけられた街区公園,近隣公園及び地区公園が該当する。 都市基幹公園とは、都市公園のうち、都市住民全般を対象に配置される比較的大規模な公園で、総合公園と運動公園が該当する。
	循環型社会/循環型地 域社会	生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギー面でより一層の循環・効率化を進め、不要物の発生抑制や適正な処理を図ることなどにより、環境への負荷を出来る限り少なくした循環による経済社会システムが確立されている社会、または地域内で確立されている社会のこと。
	水文情報	降水量や河川の水位など、降雨に関する気象情報。
	ストック	今までに整備されてきた道路や公園、下水道、建築物などの現有の資源(財産)としての都市施設及び住宅等。
	生残率	基準年次における人口が5年後に生残する確率のこと(例えば、0~4歳の人口が5年後に5~9歳になる確率)。
	先行河川	山地が出来るより先に水系があり、後から山が隆起し、流路を変えずに流れている河川のこと。非常に深い谷を刻み、大きな流域を形成していることが多い。
	総合計画	総合計画とは、自治体の全ての計画の基本となる計画のことで、福祉・環境保全・都市基盤整備・産業振興・教育など様々な分野を一つの方向性のもとに計画的に推進していく市町村の最高位に位置する計画。
た	第1次商圏/第2次商圏	山口県買物動向調査において、居住市町村以外への買物先を商圏と言い、一次商圏とは買い物先となる拠点地区(市町村)へ30%以上流出している範囲のことを言う。 二次商圏とは拠点地区へ10%以上30%未満流出している地区(市町村)の範囲のことを言う。
	多自然型居住地域、多 自然型居住環境	地方中小都市と中山間地域などを含む農山漁村などの豊かな自然環境に囲まれた地域で、新たな生活様式の実現を可能とする国土のフロンティアとして国土審議会「計画部会調査検討報告」で提示されたもので、地域内外の連携を進め、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を合わせて享受できる誇りの持てる自立的な圏域を目指している。
	ターミナル機能	複数の鉄道や多様な交通手段の乗り換え、乗り継ぐ機能のこと。
	地域高規格道路	高規格幹線道路を補完し、地域相互の交流、促進などの役割を担う規格の高い道路のこと。具体的には4車線以上の車線を有し、自動車専用道路またはこれと同等の機能を備える道路で、沿道や交通の状況に応じて、60~80km/h以上の速度サービスを提供できる質の高い道路を言う。

	地区計画	地区計画は、一体的に整備,開発及び保全を図るべき地区について、道路・公園等の地区施設の配置及び規模に関する事項,建築物の形態・用途・敷地等に関する事項を総合的かつ一体的にひとつの計画として定めた都市計画である。 地区計画の決定後は、その地区計画に沿って開発行為・建築行為等を規制・誘導することができ、地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な市街地の整備及び保全を図ることが可能となる(都市計画法第12条の4第1項第1号)。
	中核市	地方公共団体のうち、地方自治法第252条の22第1項に定める政令による指定を受けた市で、人口30万人以上が要件。政令指定都市以外で規模や能力などが比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができる。
	中核都市	高次都市機能や都市型産業が集積し、人口の県内定住や交流の促進、地域経済の活性化、地 方分権の推進等の核となり、県全体あるいは広域活力創造圏の発展をけん引する都市のこと。
	DID地区	「市区町村の区域内で人口密度の高い(4,000人/k㎡以上)調査区が隣接しており、その人口の合計が5,000人以上となる地域」を指す。DIDともいう。
	伝統的建造物群保存地 区	文化財保護法の規程により、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものや、これと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために、都市計画決定若しくは条例で定めた地区のこと。
	特定用途制限地域	用途地域が定められていない区域(市街化調整区域を除く)において、その良好な環境の形成や保持のために、当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物などの用途の概要を定める地域。都市計画においては、特定用途制限地域の位置及び区域のほか制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を定めることとされている。(都市計画法第9条第14項)
	都市基盤施設、都市施 設、都市基盤	道路や上下水道、公園、河川等の都市活動を支える基盤となる施設。
	都市計画マスタープラン	都市計画法において、市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする、とされている。ここでいう「市町村の都市計画に関する基本的な方針」は、通常「市町村マスタープラン」或は「都市計画マスタープラン」と称される。(同法第18条の2第1項)
	土砂災害(特別)警戒 区域	土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法に基づいて指定される、土砂災害のおそれのある区域。そのうち、特に建築物に損壊が生じ,住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、土砂災害特別警戒区域が指定される。
な	ネットワーク	効果的、有機的に機能するようにつながれた網の目状の体系。人や道路、通信、企業、コン ピューターなどのつながりのこと。
	農業農村整備事業	農地や農業用水施設、農道、農村環境整備など、営農環境を整備する事業の総称。
	農地・農住共生地	市街地外において、農地・水路等の田園環境や伝統的民家等からなる集落地などが一体的にまとまって存在する地域。漁村などの集落が海岸線沿いに分布する場合も含む。
は	ハザードマップ	災害予測図。一定の時間内に、ある地域に災害をもたらす自然現象が発生する確率を図 にしたもの。
	風致地区	都市における良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市計画上、風致の維持が必要と 考えられる地区のこと。
ま	密集市街地	幅4m未満の細街路や行き止まり路が多いなど公共施設が未整備であること、接道要件を満たしていなかったり全く接道していない敷地が多い、そして小規模な敷地が多い、また耐震性や防火性の低い老朽木造建築物が多いなどの特徴をもつ市街地を指す。
ま	緑の基本計画	平成6年6月の都市緑地保全法の改正により、従来の緑のマスタープランと都市緑化推進計画を統合した「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。
	目標フレーム	区域区分の要否の判断及び区域区分を定める場合の市街化区域の面積の算定を行うにあたっては、従来より、土地利用計画の目標年次(おおむね10年後)までの人口増加予測、市街地の人口密度の変化予測または計画的な市街地の再編整備による人口の市街地内での移動、産業の見通しなどを根拠としてきた。このような方法を人口フレーム方式と言い、目標となる将来人口フレームを人口フレームまたは目標フレームと言う。

ゃ	ユニバーサルデザイン	高齢者や障害者だけでなく、すべての人にとって使いやすいデザインのもの。バリアフリーをさら に発展させた考え方によるもので、誰もが共有できるものを目指している。
	用途白地地域	非線引き都市計画区域における用途地域が定められていない土地の区域。
5	ライフスタイル	生活様式。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業・居住地の選択、社会とのかかわり方まで含む、広い意味での生き方。
	緑地協定	都市緑地保全法第14条に基づき、都市計画区域における一団の土地又は道路・河川などに隣接する土地の所有者などが、市街地の良好な環境を確保するために全員の同意により結ぶ緑地の保全又は緑化に関する協定。
わ	ワークショップ	住民が、公園づくりや交通安全、地域福祉イベントなど様々な分野で共同して研究・学習や意見交換、作業を行うことによって、住民の意見の反映されたまちづくりを進めること。